

「平成25年度政府への政策制度・予算要望ヒアリング」

平成24年6月25日(月)、都市センターホテルにおいて民主党東京都総支部連合会の「平成25年度政府への政策制度・予算要望ヒアリング」が行われました。本会からは、大村会長、上原、田口、堀越、車田、高橋副会長、八幡常任理事、堀内専務理事が出席しました。

冒頭、大村会長より、今回は本会の6つの委員会で決定した24項目の要望事項のうち、重要性、緊急性のある2項目に絞って要望を提出させていただく旨、挨拶した後、堀内専務理事が、「中小企業組合が中心的な政策受容体として機能を発揮出来る措置」「厚生年金基金制度の見直し」の2項目の要望について概要説明を行いました。

引きつづき、八幡常任理事から「厚生年金基金の問題については、古い基金では加入者より受給者が多くなっており、収入より支出が多くなっている。解散したくても解散出来ない状況になっている。国の代行部分返済に必要な資金手当が難しいことから、借り入れの際に政府系金融機関、信用保証協会の支援をお願いしたい。」旨、厚生年金基金の抱えている窮状について意見を述べました。

大村会長からは、「中小零細企業が施策を利用する場合に大量の書類作成で困っていることから事務負担の軽減をお願いしたい。また、厚生年金基金は資金運用がマイナスとなっており、穴が空いて大変な問題であり早く解散させて欲しい。時間がないので迅速に対策を決めて欲しい。」旨、意見を述べました。

最後に、堀内専務理事が、中小企業憲章の内容に触れて、「小規模企業に配慮し、中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅するという基本原則に沿った施策をお願いしたい。」旨、述べました。これに関連して、堀越副会長からは、群馬県では独自に中小企業憲章を定めている事例について紹介があり、ヒアリングを終了しました。

なお、本会が提出した「平成25年度政府への政策制度・予算要望について」の内容は、以下のとおりです。

平成25年度政府への政策制度・予算要望について

東京都中小企業団体中央会
会長 大村 功 作

1. 国は、「中小企業憲章」を尊重し、中小企業組合の連携組織を通じた中小企業の振興が、地域経済の活性化等に果たす役割を再認識するとともに、中小企業組合が中小企業施策の中心的な政策受容体として、その機能が十分に発揮できるような措置を講じること。

【提出理由】

中小企業連携組織対策は、中小企業等の組合を通じてお互いの経営資源を補完し合い、経営革新、技術開発、新市場開拓、技術・技能の伝承、各地の地域資源を活用した新商品開発等の取り組みに対する支援であり、中小企業の振興・発展を図るための重要な施策である。

国連において、本年を国際協同組合理年（International Year of Co-operatives = IYC）とすることが決議された。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証で、特に協同組合が貧困削減・仕事の創出・社会的統合に果たす役割は大きい。

これには以下の大きな目標が掲げられている。

- (1) 協同組合についての社会的認知度を高める。
- (2) 協同組合の設立や発展を促進する。
- (3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう国や関係機関に働きかける。

とされている。

しかしながら、我が国の中小企業連携組織対策事業費は、政府の「三位一体の改革」において、平成18年度より税源とともに都道府県に委譲され、それぞれの裁量に委ねられることになった。そのため残念ながら、その予算状況は総じて年々縮減傾向にあり、中小企業の振興と発展を促す中小企業組合に対する施策が後退している状況にある。

こうした状況の中で、政府は、平成22年6月に「中小企業憲章」を閣議決定し、新たに中小企業政策の基本方針が定められた。その中で、「資金、人材、海外展開力等の経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携等の取組を支援し、力の発揮を増幅する。」ことが基本原則の一つとされ、中小企業は、中小企業組合のもとに団結し、新たな成長分野や地域活力の再生に向けて果敢に挑戦していくことが期待されている。

そこで、この度国連において協同組合の重要性が認識されたことから、国は、「中小企業憲章」を尊重し、中小企業組合の連携組織を通じた中小企業の振興が、地域経済の活性化等に果たす役割を再認識するとともに、中小企業組合が中小企業施策の中心的な政策受容体として、その機能が十分に発揮できるような措置を講じること。

2. 厚生年金基金制度を見直し、基金加入の中小企業が事業を継続し、存続できるよう次の措置を講じること。

(1) 基金が解散する条件を緩和し、解散を希望する基金の損失拡大を防止すること。

(2) 基金が解散した場合の代行部分の返還義務について、特段の配慮をすること。

【提出理由】

A I J 投資顧問株式会社による企業年金消失問題で、同業種の業界団体等が設立している総合型の厚生年金基金が大きな被害を受けた。同社への投資割合が高い基金では、今後、加入する中小企業の倒産も発生しかねない状況にある。そして、この事件をきっかけに、厚生年金基金制度が抱える問題点がクローズアップされた。

厚生年金基金の中で、多くが中小企業によって構成される総合型の厚生年金基金では、予定利率を5.5%と設定しているところが多いが、現在の経済環境における運用実績はそれを大きく下回っているのが現状である。運用実績が予定利率を下回ると積立不足が生じるため、運用実績と過度に乖離した予定利率を設定している場合、予定利率の引き下げを行う必要性が生じる。利率を変更しないのであれば掛金の引き上げが必要となる。しかし、予定利率の引き下げを行うには、加入者3分の2以上の同意が必要であり、掛金の引き上げを行う場合には、加入事業者の負担増となることから、いずれも困難が伴う。

また、従業員の退職後の生活安定といった福利厚生目的で始まった厚生年金基金制度であるが、右肩上がり前提としたものであり、加入者の減少と受給者の増加という現状では、基金を存続させていくのが困難な状況にある。しかしながら、基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給（代行支給）しているため、基金を解散する場合には、その基金が支給することになっていた代行支給に要する費用を一括して国に返還することとされているが、代行部分の積立不足から解散もできない基金が出現している。確かに、現在国は、資産不足の基金については、返還額の分割納付・返還額に関する特例を設け解散（特例解散）を認めている。

しかし、このような措置は講じられてはいるものの、特例解散をした基金の代行部分の不足額を分割納付している間に一部の事業者が倒産した場合、現在は他の事業者がその倒産した事業者の分も負担する連帯責任方式となっていることから、その支払いに耐えられず廃業せざるを得ない企業が顕在化している。基金を解散する場合の代行部分の不足額を過度に中小企業に負担させることは、その事業継続を著しく困難にするものである。

これらの状況に鑑み、厚生年金基金制度を見直し、基金が解散する条件を緩和し、解散を希望する基金の損失拡大を防止するとともに、基金が解散した場合の代行部分の返還義務について特段の配慮をすることにより、基金加入の中小企業が事業を継続し、存続できるよう措置を講じることを要望する。